

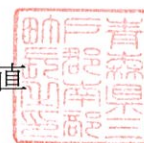


南部町告示第 54 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項および地方自治法第 231 条の 2 第 6 号の規定に基づき歳入の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年9月 30 日

南部町長 工藤 祐直



記

1. 事業の名称

南部町ふるさと寄附金

2. 収納代行事業者

(1) 名称

株式会社トラストバンク

(東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号)

楽天グループ株式会社

(東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号)

(2) 納付させる歳入

南部町ふるさと寄附金

(3) 納付させる期間

令和3年 10 月1日から令和4年3月 31 日

3. 指定代理納付者

(1) 名称

株式会社トラストバンク

(東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号)

GMO ペイメントゲイトウェイ株式会社

(東京渋谷区道玄坂1-2-3)

楽天グループ株式会社

(東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号)

(2) 納付させる歳入

南部町ふるさと寄附金

(3) 納付させる期間

令和3年 10 月1日から令和4年3月 31 日